

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 （中略）</p> <p>Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点 （中略）</p> <p>Ⅲ－6－2 行政手続法との関係等【共通】</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>上記Ⅲ－6－1－1(3)から(5)の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項第2号に基づき弁明の機会を付与し、上記Ⅲ－6－1－1(6)の不利益処分をしようとする場合には、同法第13条第1項第1号に基づき聴聞を行わなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>上記Ⅲ－6－1－1(1)、(3)から(6)の処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>	<p>Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 （中略）</p> <p>Ⅲ－6 行政処分を行う際の留意点 （中略）</p> <p>Ⅲ－6－2 行政手続法との関係等【共通】</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないこと（不利益処分を書面とするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第8条、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面とするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係</p> <p><u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(3) 行政事件訴訟法との関係  <u>上記Ⅲ－６－１－１(1)、(3)から(6)の処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>Ⅲ－６－４・Ⅲ－６－５ (略)</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３ 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３－２－３ その他                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３－２－３－２ 不許可の場合の取扱い【組合】                      (1) <u>不許可にする場合は、不許可の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び農林水産大臣に対する異議申立てを</u>することができる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする。</p> <p>(2) <u>不許可通知書には、不許可の理由に該当する準用銀行法第52条の38第1項各号のうちの該当する号を明らかにするものとする。</u></p>	<p>(3) 行政事件訴訟法との関係  <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>Ⅲ－６－４・Ⅲ－６－５ (略)</p> <p>Ⅳ 特定信用事業代理業                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３ 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３－２ 許可申請に係る事務処理                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３－２－３ その他                      (中略)</p> <p>Ⅳ－３－２－３－２ 不許可の場合の取扱い【組合】                      不許可にする場合は、不許可の理由並びに金融庁長官及び農林水産大臣に対する審査請求をすることができる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする(Ⅲ－６－２参照)。</p> <p>(削除)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>IV-3-3~IV-5-2-3 (略)</p> <p>V 農林中央金庫代理業 (中略)</p> <p>V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理 (中略)</p> <p>V-3-2 許可申請に係る事務処理 (中略)</p> <p>V-3-2-3 その他 (中略)</p> <p>V-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い【農中】</p> <p><u>(1) 不許可にする場合は、不許可の理由並びに農林水産大臣及び金融庁長官に対して異議申立</u>できる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする。</p> <p><u>(2) 不許可通知書には、不許可の理由に該当する準用銀行法第 52 条の 38 第 1 項各号のうちの該当する号を明らかにするものとする。</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>IV-3-3~IV-5-2-3 (略)</p> <p>V 農林中央金庫代理業 (中略)</p> <p>V-3 農中代理業者の監督に係る事務処理 (中略)</p> <p>V-3-2 許可申請に係る事務処理 (中略)</p> <p>V-3-2-3 その他 (中略)</p> <p>V-3-2-3-2 不許可の場合の取扱い【農中】</p> <p>不許可にする場合は、不許可の理由並びに農林水産大臣及び金融庁長官に対して<u>審査請求</u>できる旨を記載した不許可通知書を許可申請者に交付するものとする<u>(Ⅲ-6-2 参照)</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>(以下、略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p><b>【様式・参考資料編】</b>                      II 農政局及び財務局報告等様式集</p> <p><b>【検査部局検査用】</b> III-1-3-3 (1)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>系統金融機関名                      代表理事名 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○○○                      農林水産大臣○○○○                      ○○財務局長○○○○                      ○○農政局長○○○○                      都道府県知事○○○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>○○ 年 月 日を検査実施日として、貴組合（会、金庫）を検査した結果を○○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、農業協同組合法第93条第1項（農林中央金庫法第83条第1項）の規定に基づき報告を求めるので、<u>○○ 年 月 日</u>までに報告されたい。</p> <p>ただし、通知した事項のうち、「○. ○○○○○」については、その事実</p>	<p><b>【様式・参考資料編】</b>                      II 農政局及び財務局報告等様式集</p> <p><b>【検査部局検査用】</b> III-1-3-3 (1)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>系統金融機関名                      代表理事名 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○○○                      農林水産大臣○○○○                      ○○財務局長○○○○                      ○○農政局長○○○○                      都道府県知事○○○○</p> <p style="text-align: center;">検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>○○ 年 月 日を検査実施日として、貴組合（会、金庫）を検査した結果を○○ 年 月 日付○○第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、農業協同組合法第93条第1項（農林中央金庫法第83条第1項）の規定に基づき報告を求めるので、<u>○○ 年 月 日（ ）</u>までに報告されたい。</p> <p>ただし、通知した事項のうち、「○. ○○○○○」については、その事実</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>認識、発生原因分析、改善・対応策を〇〇年 月 日 ( ) までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に〇〇〇〇(金融庁長官、農林水産大臣又は都道府県知事)に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求(異議申立て)をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国(都道府県)を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加することとするほか、法令等遵守態勢やリスク管理態勢に関する重大な指摘がある場合には、必要に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるこ。)</p> <p>(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>	<p>認識、発生原因分析、改善・対応策を〇〇年 月 日 ( ) までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月</u>以内に〇〇〇〇(金融庁長官、農林水産大臣又は都道府県知事)に対して行政不服審査法(<u>平成26年法律第68号</u>)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国(都道府県)を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加することとするほか、法令等遵守態勢やリスク管理態勢に関する重大な指摘がある場合には、必要に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるこ。)</p> <p>(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>【農水産業協同組合貯金保険機構検査用】Ⅲ－１－３－４（１）  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div></p> <p>系統金融機関名                      代表理事名 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">金融庁長官 ○○○○                      農林水産大臣○○○○                      都道府県知事○○○○</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>預（貯）金口座名寄せのためのデータ整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</u></p> <p>農水産業協同組合貯金保険機構が○○年 月 日を検査実施日として、<u>預（貯）金口座名寄せのためのデータ整備状況等</u>に関し、貴組合（会、金庫）を検査した結果を○○年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、農業協同組合法第93条第1項（農林中央金庫法第83条第1項）の規定に基づき報告を求めると、○○年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に○○○○（金融庁長官、農林水産大臣又は都道府県知事）に対して行政不服審査法（<u>昭和37年法律第160号</u>）に基づく審査請求（<u>異議申立て</u>）をすることができる。</p>	<p>【農水産業協同組合貯金保険機構検査用】Ⅲ－１－３－４（１）  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div></p> <p>系統金融機関名                      代表理事名 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">金融庁長官 ○○○○                      農林水産大臣○○○○                      都道府県知事○○○○</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</u></p> <p>農水産業協同組合貯金保険機構が○○年 月 日を検査実施日として、<u>付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>に関し、貴組合（会、金庫）を検査した結果を○○年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策（注）について、<u>農業協同組合法第93条第1項（農林中央金庫法第83条第1項）の規定及び農水産業協同組合貯金保険法第116条第1項の規定</u>に基づき報告を求めると、○ 〇年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月以内</u>に○○○○（金融庁長官、農林水産大臣又は都道府県知事）に対して行政不服審査法（<u>平成26年法律第68号</u>）に基</p>

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国（都道府県）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(注) 預（貯）金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「<u>預（貯）金口座名寄せのためのデータ整備状況等</u>」を「預（貯）金保険料の適正性」と読み替える。</p>	<p>づく審査請求をすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国（都道府県）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(注) 預（貯）金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「<u>付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等</u>」を「預（貯）金保険料の適正性」と読み替える。</p>